

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 22日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県掛川市中1100

氏名 積水ハウス株式会社 静岡工場

業務役員 静岡工場長 齋藤 秀雄

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0537 - 74 - 2888

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	積水ハウス株式会社 静岡工場			
事業場の所在地	静岡県	掛川	市	中1100
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31			
当該事業場において現に行っている事業に関する事項				
① 事業の種類	金属製品製造業			
② 事業の規模	650億円			
③ 従業員数	671名（正社員331名 それ以外340名）			
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図) 別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4,192.281 t
	汚泥（泥状のもの）	33,203.750 t
	金属くず	0.095 t
	廃プラスチック類	49.330 t
	廃酸	45.150 t
	廃油	4.560 t
	木くず	111.233 t
	（これまでに実施した取組） ・プレカット品を購入し、工場での発生量削減している。 ・外壁材等は歩留まりを上げ発生量削減及び2次製品への転用している。 ・梱包の簡素化および通い箱等を行い梱包資材の発生削減している。 ・細分別を行い、有価物化の推進している。	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4,539.071 t
	汚泥（泥状のもの）	32,823.392 t
	金属くず	0.095 t
	廃プラスチック類	48.287 t
	廃酸	44.642 t
	廃油	4.509 t
	木くず	108.881 t
	(今後実施する予定の取組) ・更なる分別を行い、有価物とし、廃棄物の削減する。 ・更なる歩留まりの向上を計り、廃棄物の削減する。 ・汚泥の含水率の低下を計り、廃棄物の削減する。 ・有価物品目の拡大を検討する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 紙くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃油、木くずを全体で約50品目に分別している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特にはないが、よいリサイクル先が見つかり次第、そのリサイクルに合わせた分別を行う。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3,175.716 t
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t
	金属くず	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t
	廃酸	0.000 t
	廃油	0.000 t
	木くず	0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、外壁材のラインアウト品を破碎し、自社製品化（遮音床の充填材）して再生利用している。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3,060.000 t
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t
	金属くず	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t
	廃酸	0.000 t
	廃油	0.000 t
	木くず	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） ・前年度と同様の内容を実施する。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t	0.000 t
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	32,537.200 t
	金属くず	0.000 t	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t	0.000 t
	廃酸	0.000 t	0.000 t
	廃油	0.000 t	0.000 t
	木くず	0.000 t	0.000 t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥は脱水して減量化を実施している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t	0.000 t
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	32,170.936 t
	金属くず	0.000 t	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t	0.000 t
	廃酸	0.000 t	0.000 t
	廃油	0.000 t	0.000 t
	木くず	0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） ・前年度と同様の内容を実施する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t
	金属くず	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t
	廃酸	0.000 t
	廃油	0.000 t
	木くず	0.000 t
	（これまでに実施した取組） これまで、自社で埋立処分又は海洋投入処分を実施したことはありません。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t
	金属くず	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t
	廃酸	0.000 t
	廃油	0.000 t
	木くず	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き埋立処分又は海洋投入処分を実施する予定はありません。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	204.535	1,016.565	0.000	0.000	1,016.565
	汚泥（泥状のもの）	666.550	646.150	0.000	20.400	666.550
	金属くず	0.095	0.095	0.000	0.000	0.095
	廃プラスチック類	49.330	24.970	0.000	24.360	49.330
	廃酸	45.150	45.150	0.000	0.000	45.150
	廃油	4.560	4.560	0.000	0.000	4.560
	木くず	7.350	111.233	0.000	0.000	111.233
	（これまでに実施した取組） 全て再生利用しています。					

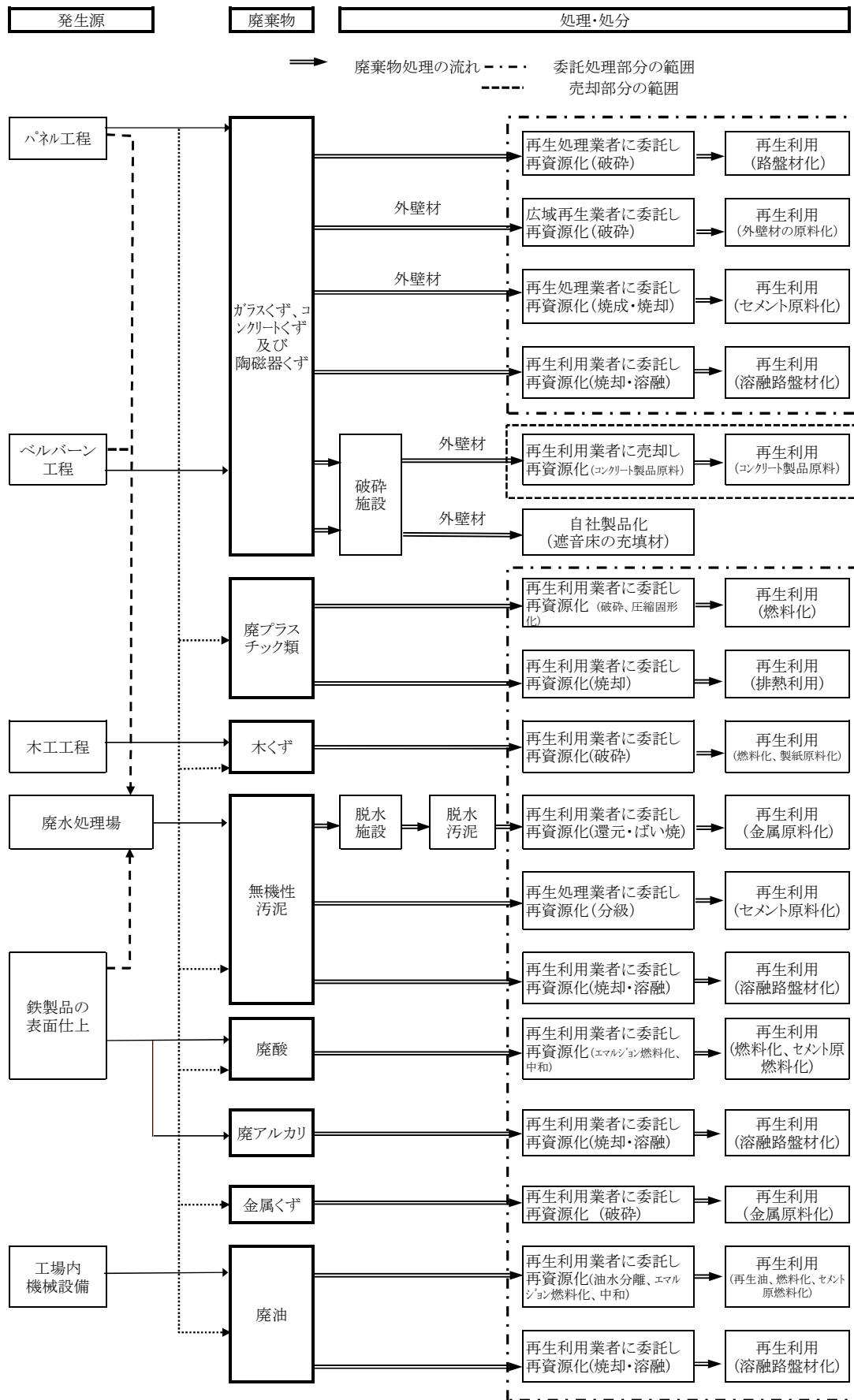
【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5.000	954.568	0.000	0.000	954.568
	汚泥（泥状のもの）	652.456	632.488	0.000	19.969	652.456
	金属くず	0.095	0.095	0.000	0.000	0.095
	廃プラスチック類	48.287	23.927	0.000	24.360	48.287
	廃酸	44.642	44.642	0.000	0.000	44.642
	廃油	4.509	4.509	0.000	0.000	4.509
	木くず	7.350	108.881	0.000	0.000	108.881
	（今後実施する予定の取組） 優良認定処理業者への処理を増やすように検討しています。また、現在、利用している未取得処理業者にも取得を依頼しています。					
	※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程



別紙2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

